

児童1人あたり5万円

低所得の子育て世帯に対する



子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費等の物価高騰で影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

ひとり親世帯



申請期限 令和6年2月29日（木）

支給対象者

児童扶養手当の支給要件に該当している児童を監護等している方であって、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方
(1) 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方（※1）
(2) 公的年金等（※2）を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（※3）
(3) 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて直近の収入の家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

（※1）児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象になります。

（※2）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

（※3）既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、全部または一部停止されたと推測された方も対象になります。

支 給 額

児童1人あたり5万円

手 続 き

上記支給対象者（1）に該当する方



申請不要

（5月末に児童扶養手当の支給口座に振込みました。）

上記支給対象者（2）と（3）に該当する方



申請必要



ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

申請期限 令和6年2月29日（木）

令和6年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定請求などをした方は令和6年3月15日（金）

支給対象者

（ア）令和4年度「坂城町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）」を受給した方
（イ）令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母等であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となつた方（※1）
（※1）令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

支 給 額

児童1人あたり5万円

手 続 き

上記支給対象者（ア）に該当する方



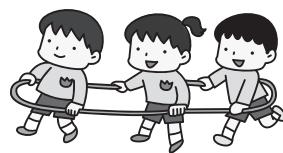
申請不要

（5月末に令和4年度の特別給付金支給口座に振込みました。）

上記支給対象者（イ）に該当する方



申請必要



詳しくは、下記にお問い合わせください。

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線135） 直通75-6205